### ○国土交通省告示第六百八十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第二条第十七号の騒音防止装置 | 第四十一号第四改訂版 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |

」を

「

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第二条第十七号の騒音防止装置 | 第四十一号第四改訂版 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | 第五十一号第三改訂版 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |

」に

改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

### ○国土交通省告示第六百八十四号

道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）別表第一備考第一号イ及び第二号（これらの規定を第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに別表第二備考第一号イ及び第二号の規定に基づき、道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第六百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 第五十八号 | 第三十三号 | 細目告示別添二十八「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験 |

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| 第五十八号 | 第三十三号 | 細目告示別添二十八「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験 |
| 第七十五号 | 第四十八号 | 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験 |

」に

改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

## 官　庁　報　告

### 産　業

#### 日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年４月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年４月20日　経済産業大臣　林　幹雄

記

1．制定された日本工業規格

歯車—ＦＺＧ試験方法—第１部：潤滑油の耐スカッフィング性能　ＦＺＧ試験方法Ａ／８．３／90　B1760—1

測量機器の現場試験手順—第５部：トータルステーション　B7912—5

空気圧—圧縮性流体用機器の流量特性試験方法—第１部：通則及び定常流れ試験方法　B8390—1

ロボット及びロボティックデバイス—生活支援ロボットの安全要求事項　B8445

生活支援ロボットの安全要求事項—第１部：マニピュレータを備えない静的安定移動作業型ロボット　B8446—1

生活支援ロボットの安全要求事項—第２部：低出力装着型身体アシストロボット　B8446—2

生活支援ロボットの安全要求事項—第３部：倒立振子制御式搭乗型ロボット　B8446—3